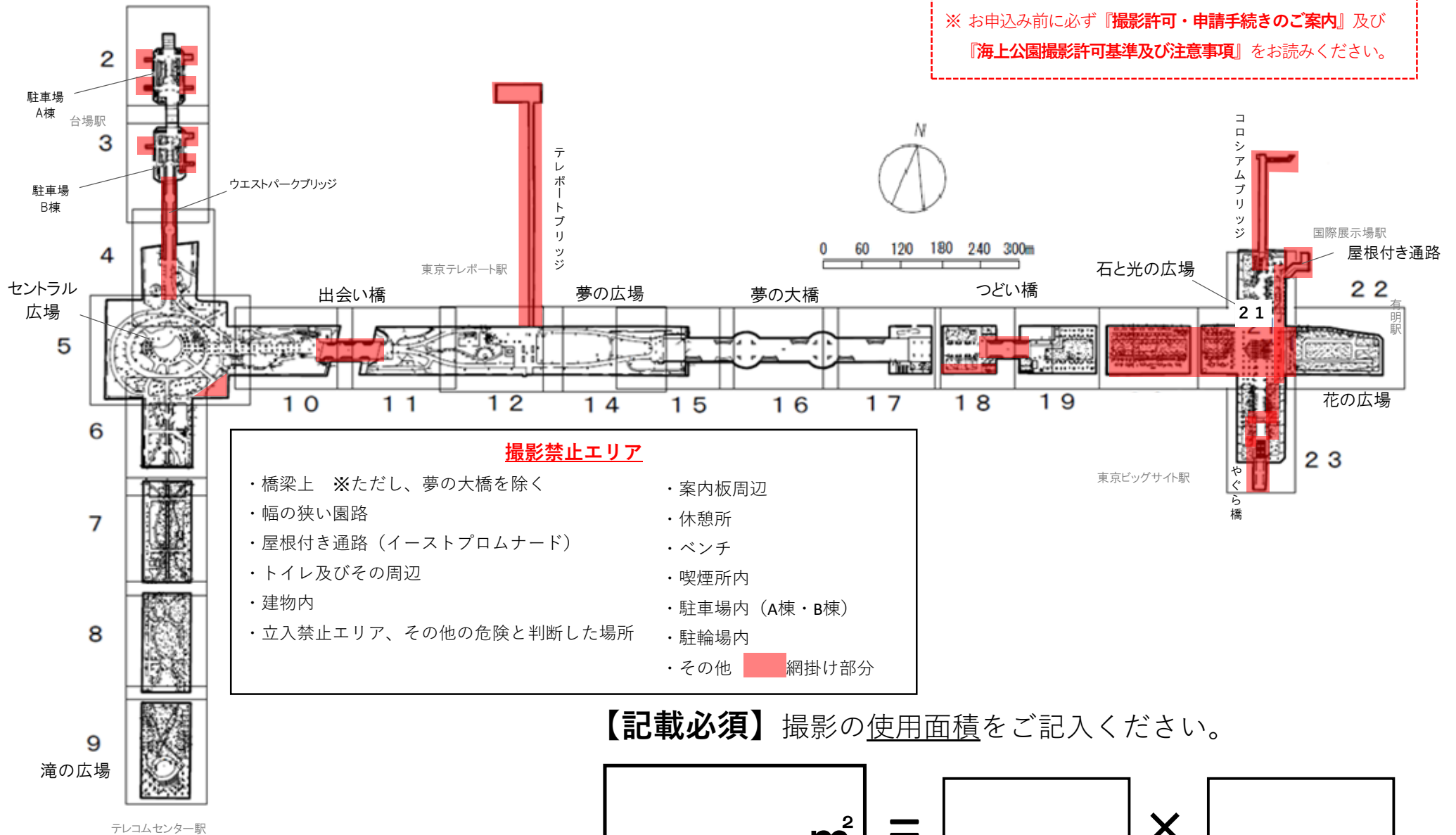


# シンボルプロムナード公園

2025.2.26更新

※ お申込み前に必ず『**撮影許可・申請手続きのご案内**』及び『**海上公園撮影許可基準及び注意事項**』をお読みください。



- 撮影禁止エリア**
- ・橋梁上 ※ただし、夢の大橋を除く
  - ・案内板周辺
  - ・幅の狭い園路
  - ・休憩所
  - ・屋根付き通路（イーストプロムナード）
  - ・ベンチ
  - ・トイレ及びその周辺
  - ・喫煙所内
  - ・建物内
  - ・駐車場内（A棟・B棟）
  - ・立入禁止エリア、その他の危険と判断した場所
  - ・駐輪場内
  - ・その他 ■ 網掛け部分

**【記載必須】** 撮影の使用面積をご記入ください。

$$\boxed{\phantom{000}} \text{ m}^2 = \boxed{\phantom{000}} \text{ m} \times \boxed{\phantom{000}} \text{ m}$$